(2)　当該設備が設置されている建造物の外壁から一〇〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

六　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇キロボルトアンペアを超えるもの

(1)　当該設備が設置されている建造物の外壁から三〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	一三・五デシベル
［略］	［略］

［注　略］

(2)　当該設備が設置されている建造物の外壁から三〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

七　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇キロボルトアンペア以下のものにあつては、当該設備が設置されている建造物の外壁から三〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル

(2)　当該設備が設置されている建築物の外壁から一〇〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

六　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇kVAを超えるもの

(1)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz以下	（一）一一・五デシベル
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	一三・五デシベル
［同上］	［同上］

［注　同上］

(2)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

七　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇kVA以下のもの

(1)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上三〇MHz未満	（一）一一・五デシベル